

三木地区住民説明会でのご意見とそれに対する県・市の回答

1 住民説明会開催日

- R 3 年度 3/25 素案説明会（2回開催）
 3/26 素案説明会（2回開催）
 R 4 年度 6/29 案説明会
 7/3 案説明会（2回開催）

2 住民説明会でのご意見について

No	住民からのご意見	県・市の回答
1	三木は新しい建物も増えており、指定は難しいのでは。	<p>指定をしたとしてもすぐには町並みが統一されるとはならないかもしれないが、残っている町家を残すためにも指定を進められないかと考えている。</p> <p>地区指定された場合、様々な事業が優先的に投入しやすくなり、賑わいにもつながるのではと考える。また、行政としてPRしやすく、メディアに取り上げられ、交流人口の増加が見込める。</p>
2	住民協定は廃止されるのか。	現在の協定は10年の期間までは維持し、その後の延長については今後地域の方々と相談する。
3	地区指定による規制がかかることで建物を建てづらくなったり、売りにくくなったりするのではないか。	基準はあるが、あくまで努力義務のため、そういった可能性は低いのではないかと考える。
4	現在建築中の建物にも規制がかかるのか。	指定日より前の着工ならば基準は適用されないが、指定日後の着工ならば適用される。
5	基準を守らない場合の罰則はあるか。	届出を出さない場合はあるが、基準を守らない場合はない。
6	壁の塗り替えでの助成はあるのか。	単に塗り替えだけでは出ない。 外観の修景に努めた場合に助成される。
7	助成金を増やしてほしい。	工事額によるが、住民協定より助成金は多くなる。
8	説明会の参加者が少ない。地区指定について住民に関心を持ってほしい。	区単位での説明会を開催するなど、住民説明の機会を増やしたい。